（令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数）

第四十一条の二　令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2　令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

［条を加える。］

附　則

（緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例）

第十条　第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、当分の間、第二十三条の五の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者　給付奨学生認定を受けた日の属する月

三　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに申請を行った者　給付奨学生認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月

四　事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して申請を行った者　給付奨学生認定を受けた日の属する月

［条を加える。］

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一～四　［略］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　ＧＰＡ等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。 イ　給付奨学生の在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であって、職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。 ロ　満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定より同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の五及び第二十三条の八関係）

区分	学業成績の基準
廃止	［項を加える。］ 一～四　［同上］
警告	［項を加える。］ 一　［同上］ 二　ＧＰＡ等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。 ［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］